

(注)独立行政法人(102)の枠内は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」
(平成24年1月20日閣議決定:凍結)において予定されていた再編の姿

独立行政法人(102)

新法人制度に移行 (87→64)

中期目標行政法人 81→58(統廃合)

(現行独立行政法人と同様に、主務大臣が設定した3~5年の中期目標を達成することを基本としつつ、独立行政法人よりも主務大臣の関与、財政規律等を強化する法人類型)

行政執行法人 6

(単年度ごとの目標管理の下、主務大臣に具体的に指示された業務の確実・正確な執行を図る、法人の裁量の小さい法人類型)

廃止(4)

- ・平和祈念事業特別基金
(H25.4.1.廃止済)
- ・国立大学財務・経営センター
- ・日本万国博覧会記念機構
- ・空港周辺整備機構
(将来民間移管)

国移管(4)

- ・国民生活センター
- ・酒類総合研究所
- ・教員研修センター
- ・原子力安全基盤機構

民営化等(7)

固有の根拠法による法人 4

- ・国立病院機構
- ・労働者健康福祉機構
- ・医薬品医療機器総合機構
- ・年金積立金管理運用独立行政法人

特殊会社 2

(都市再生機構から分割される特殊会社を含めると3)

- ・農林漁業信用基金
- ・日本貿易保険

民間法人 1

- ・海上災害防止センター

(2) 国の組織管理上、独立行政法人と同様に扱われる法人

- ・国立大学法人(88校)
- ・日本司法支援センター(法テラス)

特殊法人(33)

固有の根拠法による法人 4

- ・日本放送協会(NHK)
- ・日本私立学校振興・共済事業団
- ・日本中央競馬会
- ・日本年金機構(旧社会保険庁)

特殊会社等 29

(株)日本政策金融公庫に統合される沖縄振興開発金融公庫を含む)

- ・NTT、JT、JR4社、各高速道路会社、日本政策金融公庫等
- ・放送大学学園等

いわゆる完全民営化 (国の持分を完全売却)

- ・JR本州3社等
- ・農林中央金庫等

認可法人

(※公式に法人数をカウントされていない)

固有の根拠法による法人

- ・日本銀行
- ・日本赤十字社
- ・原子力損害賠償支援機構

認可会社、金融関係法適用法人等

- ・産業革新機構等
- ・預金保険機構、生命保険契約者保護機構等

いわゆる民間法人化 (国の出資・役員任命等への国の関与をなくす)

- ・共済組合
- ・日本公認会計士協会等
- ・日本商工会議所等

固有の根拠法のみに基づく特殊法人・認可法人等(既存+新規4)

民間企業・法人と同様に会社法・学校法人法・金融関係業法等のガバナンスが入っている法人(上乗せで主務大臣の監督等を規定)

固有の根拠法に基づく政府関係法人(特殊法人・認可法人等)のガバナンスに関する総括表

H24.1.20閣議決定で「固有の根拠法に基づく法人」とされる予定だった独法				
	国立病院機構	労働者健康福祉機構	医薬品医療機器総合機構	年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人と比べた経営の自律性の大きさ	・民間病院と同じく、医療法の体系を踏まえた組織管理を実施 ・政策医療については国が適切に関与しつつ、法人として独立採算による自律的な経営を目指す ・法人形態の移行の際、事務・事業を「真に必要なもの」に限定		現状(独法)より一層厳格化 (医薬品等の審査は国民の生命・安全に関わり、主務大臣の責任に直結)	現状(独法)より一層厳格化 (年金資産の管理・運用による損失は国民負担に直結)
法人の自律性・独立性について特別扱いする根拠	(特別扱いなし)		(特別扱いなし)	(特別扱いなし)
国からの財政措置の有無・状況	法人として独立採算による自律的な経営を目指す		基本的に自己収入(審査手数料など)、政府支出は経費の数%	政府支出なし(資産運用益から経費支出)

※独立行政法人のガバナンス(概要)

【役員人事】
・主務大臣が任命するのは、理事長・監事のみ
(理事等その他の役員は理事長が任命、主務大臣に届出)
※一般の特殊法人等は、役員・経営委員等全員の任命に大臣認可が必要

【業務・財務管理】
・主務大臣は3～5年の「中期目標」を定め、それに基づき法人が作成した「中期計画」を認可
・「中期計画」に基づき毎年度法人が作成する「年度計画」は、主務大臣に届出のみ(認可は不要)
※一般の特殊法人等は、毎年度の事業計画・予算に大臣認可が必要

【監督】
・主務大臣が法人に監督命令を発することができるのは、法人に「違法行為」があった場合のみ
※「一般監督権」は、主務大臣が法人に対し、必要に応じて随時命令可能

従来からの特殊法人				
	日本放送協会(NHK)	日本私立学校振興・共済事業団	日本中央競馬会(JRA)	日本年金機構(旧社会保険庁)
独立行政法人と比べた経営の自律性の大きさ	独法より自律性が高い (経営委員会(国会同意人事)が会長を任命)	・私立学校共済事業: 共済組合(民間法人)と同様 ・振興事業(助成業務): 独法と同様(通則法を準用)	独法より厳格 (経営・運営委員は大臣任命・認可、予算は単年度認可予算、大臣の一般監督権、等)	独法より厳格 (役員任命は大臣認可、中期計画に加え年度計画も大臣認可、大臣の一般監督権、等)
法人の自律性・独立性について特別扱いする根拠	表現の自由(憲法21条)	(特別扱いなし)	(特別扱いなし)	(特別扱いなし)
国からの財政措置の有無・状況	基本的に政府支出なし(受信料収入が基本)	・私立学校共済事業: 政府支出なし(共済掛金運用) ・振興事業(助成業務): 政府支出(補助金)	政府支出なし (主な収入は勝馬投票券収入、毎年多額の収益を国庫納付)	政府支出(交付金)が基本

	従来からの(特別)認可法人		国の組織管理上、独法と同様に扱われる法人		
	日本銀行	日本赤十字社	原子力損害賠償支援機構	国立大学法人(88校)	日本司法支援センター(法テラス)
独立行政法人と比べた経営の自律性の大きさ	独法より自律性が高い (政策委員会(国会同意人事)の合議制による意思決定など)	独法より自律性が高い (代議員会(社員により選出)の合議制による意思決定など)	独法より厳格 (全運営委員・理事の任命は大臣認可、予算は単年度認可予算、大臣の一般監督権、等)	通則法を準用しつつ、独法より自律性が高い (人事権(学長の選任等)、財政規律(中期目標の作成に対する法人の関与等)など)	独法と同様(通則法を準用) (国の監督につき、行政(法務省)に加え、司法(最高裁)の関与が異なるのみ。国からの自律性の大きさは独法と同様。)
法人の自律性・独立性について特別扱いする根拠	金融政策の政府からの独立性	赤十字に関する諸条約	(特別扱いなし)	学問の自由(憲法23条)	三権分立(自律性について特別扱いなし)
国からの財政措置の有無・状況	政府支出なし (貸出金利息・債券売却益・外国為替収益等が収入)	基本的に政府支出なし (社員から納付される社費・有志の寄付金が収入の大部分)	原子力事業者からの負担金、国債の交付(損害賠償の原資)が基本	運営費交付金、授業料収入など	運営費交付金、国からの業務委託費(国選弁護士確保業務)が大部分、一部民間からの自己収入

1. 独立行政法人 102 法人のうち、4 法人が平成 24 年 1 月 20 日閣議決定（凍結）において「固有の根拠法に基づき設立される法人」とされた背景等について

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定、平成 25 年 1 月 24 日閣議決定により凍結）においては、当時の 102 独立行政法人（※平成 25 年 4 月 25 日現在では 101 法人）は、以下のとおり再編されることとなっていた。

新法人制度に移行 87→64

- ・ 中期目標行政法人（現行独立行政法人と同様に、主務大臣が設定した 3～5 年の中期目標を達成することを基本としつつ、独立行政法人よりも主務大臣の関与、財政規律等を強化する法人類型） 81→58（統廃合）
- ・ 行政執行法人（単年度ごとの目標管理の下、主務大臣に具体的に指示された業務の確実・正確な執行を図る、法人の裁量の小さい法人類型） 6

廃止・民営化等 15

- ・ 廃止 4（※うち平和祈念事業特別基金は 25 年 4 月 1 日に廃止済み）
- ・ 国移管 4
- ・ 民営化等 7（特殊会社 2（都市再生機構から分割される特殊会社を含めると 3）、民間法人 1、医療関係法人 2、個別法により設立される法人 2）

上記のうち、「新法人制度に移行せず」、「廃止も国への移管もされず」、「株式会社化や民間法人化もされない」法人は、4 法人となる。

この 4 法人については、固有の根拠法に基づく法人となる。その背景等（凍結時点での検討状況）は、以下のとおり。

類型①：病院・医療機関

【国立病院機構】（国立病院（144 病院）の運営）

【労働者健康福祉機構】（労災病院（34 病院（リハビリセンター等含む））の運営）

- ・ 医療機関であるため、（民間病院と同じく）医療法の体系を踏まえた組織管理を行う。
- ・ 政策医療については国が適切に関与しつつ、法人として独立採算による

自律的な経営を目指す。

- ・「固有の根拠法に基づき設立される法人」に移行する際、事務・事業を労災病院関係業務等の「真に必要なもの」に限定する。

類型②：医薬品等の審査

【医薬品医療機器総合機構】（医薬品・医療機器等の承認審査・安全対策、医薬品副作用等の被害救済）

- ・ (1) 医薬品等の審査業務は、国民の生命・安全に関わる
- ・ (2) 医薬品等の審査結果は主務大臣の責任に直結することから、（現状に比べて一層）国の関与を強化する。
- ・ 新法人制度（行政法人）と比べ、ガバナンスをより厳格なものとするため、新法人制度に移行させず「固有の根拠法に基づき設立される法人」とする。

類型③：年金資産の管理・運用

【年金積立金管理運用独立行政法人】（厚生年金・国民年金積立金の管理・運用）

- ・ 年金資産の管理・運用による損失は、国民負担に直結することから、（現状に比べて一層）国の関与を強化する。
- ・ 新法人制度（行政法人）と比べ、ガバナンスをより厳格なものとするため、新法人制度に移行させず「固有の根拠法に基づき設立される法人」とする。

2. いわゆる政府関係法人（独立行政法人を含む）に関する網羅的な整理について

いわゆる政府関係法人（国の政策上重要な業務を遂行するため、特別の法律に基づいて設立されており、総務省による審査・管理の対象となる法人）には、以下のものがある。

①独立行政法人

定義：「独立行政法人通則法の適用のある法人」

※国（総務省）の組織管理上は、下記は「独立行政法人」に含めて扱う。

- ・国立大学法人
- ・日本司法支援センター（法テラス）

（総務省設置法第4条第13号）

現行独立行政法人：102法人（24年度末現在※）

※25年4月1日に平和祈念事業特別基金が廃止されたため、現時点では101法人

②特殊法人

定義：「法律により直接に設立される法人（独立行政法人を除く）」

（総務省設置法第4条第15号）

※株式会社形態の特殊法人（特殊会社：NTT、JT、JR4社、各高速道路会社、日本政策金融公庫など）、学校法人形態の特殊法人（放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学学園）もある。

現行特殊法人のうち、株式会社形態・学校法人形態以外のもの

- ・日本放送協会（NHK）
- ・日本私立学校振興・共済事業団
- ・日本中央競馬会
- ・日本年金機構（旧社会保険庁）

（なお、沖縄振興開発金融公庫は2022年度以降(株)日本政策金融公庫に統合）

③(特別)認可法人

定義：「特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（のうち、法律上一を限って設立されるもの）」

（総務省設置法第4条第15号）

※認可法人は、形式的に民間の発起人がいるが、設立行為に国の認可が組み込まれている（うち、法律上1法人しか設立できないものは、「特別認可法人」として特殊法人と同様に扱われる）。株式会社形態の特別認可法人（産業革新機構、企業再生支援機構など）もある。

現行特別認可法人のうち、株式会社形態以外のもの

- ・日本銀行 ・日本赤十字社 ・原子力損害賠償支援機構
- （なお、銀行法・保険業法など金融関係法の準用法人として、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、農水産業協同組合貯金保険機構、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）

よって、現在の日本政府の中で、「独立行政法人でなく」、「会社法、学校法人法、銀行法等の他の組織法のガバナンスに服さない」特殊法人及び認可法人は、

【特殊法人】

- ①日本放送協会、②日本私立学校振興・共済事業団、③日本中央競馬会、④日本年金機構

【(特別)認可法人】

- ⑤日本銀行、⑥日本赤十字社、⑦原子力損害賠償支援機構

【国の組織管理上、独立行政法人と同様に扱われる法人】

- ⑧国立大学法人(88校)、⑨日本司法支援センター

となる。

それぞれが「特別の根拠法(のみ)に基づく法人」とされている理由は、以下のとおり。

【特殊法人】

①日本放送協会（NHK）

自律性の根拠：放送の不偏不党の保証による表現の自由（憲法21条）

財源：受信料（基本的に政府支出なし（政見放送の実費等のみ））

②日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立学校共済事業に関しては、他の共済組合（民間法人）と同様、政

府支出はなく、ガバナンスも他の共済組合と同様。

- ・振興事業（助成業務）については、政府補助金を財源としているため、独法通則法を準用し、独立行政法人と同様のガバナンス。

③日本中央競馬会

ガバナンス：運営規律の観点から、独立行政法人よりも厳格（経営委員会委員は大臣が任命、運営審議会委員の任命は大臣認可、予算は単年度認可予算、大臣の一般監督権、等）

財源：勝馬投票券収入等（政府支出なし、毎年多額の収益を国庫納付）

④日本年金機構（旧社会保険庁）

ガバナンス：運営規律の観点から、独立行政法人よりも厳格（役員の任命は大臣認可、中期計画に加え年度計画も大臣認可事項、大臣の一般監督権、等）

財源：政府支出（交付金）が基本

【(特別)認可法人】

⑤日本銀行

自律性の根拠：金融政策の政府からの独立性

財源：貸出金利息・債券売却益・外国為替収益等（政府支出なし）

⑥日本赤十字社

自律性の根拠：赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議諸決議

財源：社員から納付される社費・有志の寄付金（基本的に政府支出なし（特定事業への補助金のみ））

⑦原子力損害賠償支援機構

ガバナンス：運営規律の観点から、独立行政法人よりも厳格（運営委員及び理事の任命は全て主務大臣の認可が必要、予算は単年度認可予算、大臣の一般監督権、等）

財源：原子力事業者からの負担金、国債の交付（原子力事業者が損害賠償を行う場合の資金援助の原資）が基本（予算支出は補完措置）

【国の組織管理上、独立行政法人と同様に扱われる法人】

⑧国立大学法人

- ・独立行政法人に比べ、人事権（学長の選任など）、財政規律（中期目標の作成に対する法人の関与など）等につき運営の自律性が高い。
（根拠：学問の自由（憲法 23 条））
- ・総務省による組織管理については、独立行政法人と横並びの扱い。

⑨日本司法支援センター（法テラス）

- ・独立「行政」法人とされていないのは、行政（法務省）と司法（最高裁判所）が共同管理するため。（根拠：三権分立）
- ・具体的なガバナンスについては、理事長の選任、中期目標の策定、中期計画の認可等につき、法務大臣とともに最高裁判所が関与する旨が定められていることを除き、独立行政法人と同様。（独立行政法人に比べ、運営の自立性が特に高いわけではない。）
- ・財政規律・総務省による組織管理については、独立行政法人と横並びの扱い。